

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の勤務条件について、次の措置をとられるよう勧告します。

(1) 給料表等

現行の行政職員給料表等について、本市の実情及び人事院勧告の内容等を勘案し、民間給与との較差を解消するよう改定すること。

行政職員給料表以外の給料表（教育職員給料表(1)及び教育職員給料表(2)を除く。）等については、行政職員及び対応する国家公務員との均衡を考慮して改定すること。

教育職員給料表(1)、教育職員給料表(2)等については、行政職員との均衡を考慮して改定すること。ただし、これまでの教育職員の給与改定に係る経緯等を踏まえ、熊本県における改定状況も考慮すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、以下のとおり改定すること。

ア 令和4年12月期

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（特定管理職員にあつては、1.25月分）とすること。

(イ) 再任用職員

勤勉手当の支給割合を0.5月分（特定管理職員にあつては、0.6月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（特定管理職員にあつては、それぞれ1.2月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.475月分（特定管理職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

(3) 改定の実施時期

この改定は、令和4年（2022年）4月1日から実施すること。ただし、期末手当及び勤勉手当について、令和4年（2022年）12月期の支給に関する改定は令和4年（2022年）12月1日から、令和5年（2023年）6月期以降の支給に関する改定は令和5年（2023年）4月1日から実施すること。